

最高裁秘書第1404号 平成30年4月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



司法行政文書不開示通知書

1月22日付け(同月24日受付,最高裁秘書第305号)で申出のありました司法行政文書の開示について,下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等 司法研修所の警備員が、司法修習生のルール違反を見つけた場合、氏名、番号 及び組を記載させることになっていることが分かる文書(最新版)
- 開示しないこととした理由
 1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課(文書室)電話03(3264)5652(直通)